

# 環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課  
清水行政局 建設環境室  
52-2111  
〜ごみ分別すれば資源〜

## 野焼きは原則禁止です

最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因で火災も発生しています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一六条の二」で禁止されています。

少量の生活ごみでも、焼却することとはできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲い焼却など、いずれの焼却も禁止されています。

煙やすすはもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。



## 年末年始のごみ収集日に ご注意ください！

年末年始は、環境センターおよびプラスチック収集場の休業に伴い、ごみを出す日が変わりますので、ご注意ください。  
なお、詳細については回覧などでお知らせします。

## PCB含有電気機器は 処理期限が決まっています

平成28年5月にPCB特別措置法が改正されました。その中で、高濃度のPCB（ポリ塩化ビフェニル化合物）を含む変圧器・コンデンサ・安定器については、平成33年（2021年）3月末までに処理をすることが義務付けられています。いまだ県内には多くのPCB含有電気機器が処理されず保管されており、未届けで把握されていない機器も存在していると考えられます。有害なPCBを含む電気機器（変

圧器・コンデンサ・家庭用を除く照明用安定器など）は処理期限が定められています（高濃度PCBは平成33年（2021年）3月末まで、低濃度PCBは平成39年（2027年）3月末まで）。

事務所内のPCB含有電気機器などの有無を再点検の上、期限内の処理をお願いします。

● PCB特別措置法に関する問い合わせ先

・和歌山県庁循環型社会推進課

☎ 073・441・2692

・湯浅保健所

☎ 64・1291

## 不審なごみの持ち出し行為を 発見した場合は 環境衛生課まで連絡を

最近、ごみ集積場で町民が出したごみを指定業者以外の者が持ち出す窃盗行為が発生しました。

町民の皆さまが出したごみの所有権は町にあるため、指定業者以外による持ち出しは窃盗行為に当たりります。不審な持ち出し行為を発見した場合は、環境衛生課までご連絡ください。

## 子ども環境教室 「エコな電気をつくってみよう」 開催

地球温暖化防止のための賢い選択を推奨する「COOL CHOICE（クールチョイス）」。

有田川町でも県下でいち早く賛同し、取り組みを進めています。

その取り組みの一環として、11月5日（日）、金屋文化保健センターで、小学校中・高学年の子どもを対象に、「子ども環境教室『エコな電気をつくってみよう』」を開催しました。

子どもたちは地球温暖化について学び、学習キットを組み立てて実験。「電気をこまめに消すように努力します！」や「節電をしよう」などの行動目標を立て、学びを深めました。



ソーラーカーを作る子どもたち